

郵送での転出手続きについて

郵送で転出の手続きをする場合は、次の①～③の書類をご用意いただき、毛呂山町役場住民課へ送付してください。

必要な書類

①転出証明書郵送請求書

必要事項を記入してください。連絡先には、昼間連絡できる電話番号を必ず記入してください。

※国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・介護保険・児童手当・保育園等に関係している場合は、その旨を備考に記載してください。

②返信用の封筒

届出者宛ての送付先を記入し、84円切手を貼って同封してください

※お急ぎの場合は、速達料金260円分の切手を追加した344円分を貼り、封筒に「速達」と朱書きしてください。

※原則として返送先は新しい住所、または今までの(毛呂山町での)住所となります。

③届出者の身分証明書

下記のA、Bいずれかのコピー

A. 官公庁が発行した写真付きの証明書1点

……運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート等

B. A以外の証明書2点

……健康保険証と、年金手帳、銀行通帳、キャッシュカード、診察券等

※成年後見人の人は、上記に加えて裁判所からの審判書謄本のコピーが必要です。

※この届出は転出する本人及び毛呂山町での同一世帯員のみ使用できます。

送付・問合せ先

〒350-0493

埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

毛呂山町役場 住民課戸籍住民係

電話049-295-2112(内線 132 133)